

# 千葉市 アクセラレーション プログラム

千葉市でネクストステージへ  
踏み出すスタートアップ大募集!



C-CAP  
Chiba City Acceleration Program

第5期

募集期間

令和6年 **6月24日(月) ~ 8月16日(金)** 正午

スタートアップの事業成長に繋がる5か月間の徹底伴走支援

C-CAPとは?

千葉市アクセラレーションプログラム(C-CAP:Chiba City Acceleration Program)は、「事業の拡大や成長」を目指す市内のスタートアップ企業に対して、5か月間の個別メンタリングによるコンサルティングや、業界知見を持つ支援者による課題解決講座などを短期間に集中して提供するプログラムです。

プログラムの最後には、採択企業や市内外企業、支援家を集めた成果発表会(デモデイ)を実施。千葉市スタートアップ・エコシステム\*による継続的な支援を目指しています。

\*スタートアップ・エコシステム…スタートアップや支援者が集積・連携した経済成長の好循環を生み出すビジネス環境

事業ステージに応じた **2つのコース**

1

## 事業成長コース

事業計画のブラッシュアップやビジネスマッチングにより、スタートアップの事業成長を強力に支援!

2

## 上場チャレンジコース

IPO実現に向けた事業ロードマップや、全国・グローバル展開に向けた経営戦略の策定を強力に支援!

各コースで想定する起業家・経営者像

共通

- ◆ **目標達成、事業成長**への熱意に溢れている
- ◆ 全国、海外への**事業展開の将来像**がある

1

- ◆ 革新的なアイデアや独自性で、**社会課題の解決、新しい価値の創造**を目指している

※ **事業ステージは不問**です

事業プランの企画段階・検証段階の独立起業志望者から、事業化済み・資金調達済みの起業家・スタートアップまで歓迎いたします

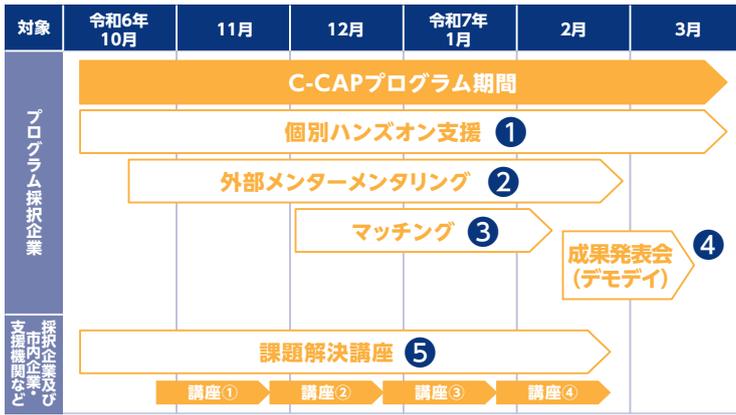
2

- ◆ IPOを通じた自社の成長を通じて、**実現したい社会像やビジョン**がある

- ◆ IPOを行うことの**目的意識と覚悟**がある



# プログラムスケジュールと支援内容



- 1 専属のアクセラレーターが採択企業に適切なアドバイスを行うことで、経営課題の解決や、事業成長に導きます。
- 2 大企業・投資家・専門家・メディア等の外部メンターからフィードバックを受けられる機会を提供します。
- 3 採択企業のニーズに応じた大企業・投資家・メディア・金融機関・VC等とのマッチングをサポートします。
- 4 ブラッシュアップしたビジネスモデルを発表し、大企業との共創、金融機関・VCからの資金調達、メディア掲載等の支援獲得を目指します。
- 5 各分野の知見者による事業成長に必要な知識を習得できるセミナーを開催します。  
★一部講座は、「特別回」として、会場での交流会を実施予定です。

## 参加メリット



## 講座テーマ (仮)

- ・事業戦略「顧客を成功体験へ導くカスタマーサクセスとは!」
- ・上場「上場の基礎・直近の状況/上場を目指す企業の特徴」
- ・資金調達「資金調達の基礎とベンチャーキャピタルからの調達」
- ・人材・採用「成長企業における採用戦略!」

[注] ②～⑤の時期は状況に応じ前後することがあります

## 応募スケジュール



## 応募方法

千葉市電子申請サービスの専用応募フォームからご応募ください。

〈必要書類〉

- ① 事業応募フォーム
- ② 誓約書兼千葉市税情報閲覧同意書(様式第1号)

千葉市 C-CAP



千葉市HPは  
こちらから



## 応募要件

### 共通

- (1) 以下の1・2いずれかのコースに該当する企業又は個人であること。
- (2) 企業にあっては本店、個人事業者にあっては主たる事業所(以下「本店等」という。)を千葉市内に設置するもの(令和6年12月31日までに千葉市内に本店等を設置する具体的な計画を有するものを含む。)であること。
- (3) 市税(延滞金を含む)に滞納がないこと。
- (4) 千葉市暴力団排除条例(平成24年千葉市条例第36号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員、同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (5) 法令等又は公序良俗に反する若しくはそのおそれのあることが認められないこと。
- (6) 本プログラムに係る面談、打ち合わせその他のイベントのすべてに代表者が参加する意思があること。

## 1 事業成長コース

創業10年以内の中小企業者\*又は創業する予定の個人

## 2 上場チャレンジコース

5年以内に上場準備を開始する予定の企業

\*中小企業者の定義は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項を参照いただくか、不明な場合はお問合せください。

### これまでの採択企業



問合せ・応募先  
(事業受託者)

有限責任監査法人トーマツ 千葉市アクセラレーションプログラム事務局 担当 西村・谷本

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号二重橋ビル TEL:080-4354-3024 MAIL:c-cap2024@tohatsu.co.jp

